

令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査結果（青森県の状況）

本調査は、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村及び都道府県において行われた高齢者虐待への対応状況について厚生労働省が平成19年度から毎年度実施しているものです。

このほど、令和3年度の対応状況等について調査結果がまとまりましたので、青森県の状況について公表します。

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和3年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、厚生労働省が行う調査の一環として実施した。

【調査対象】

県内40市町村

【令和3年度調査方法】

令和3年度中に新たに相談・通報があった事例や令和2年度中に相談・通報があったもののうち、令和3年度中に事実確認や対応を行った事例について、エクセルファイルの調査票に回答。

【調査結果概要】

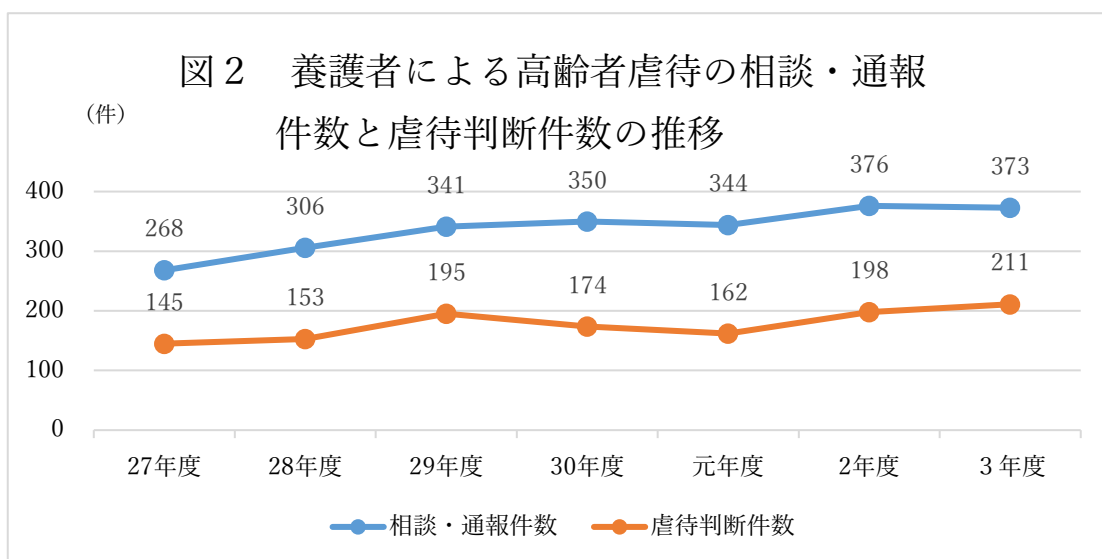
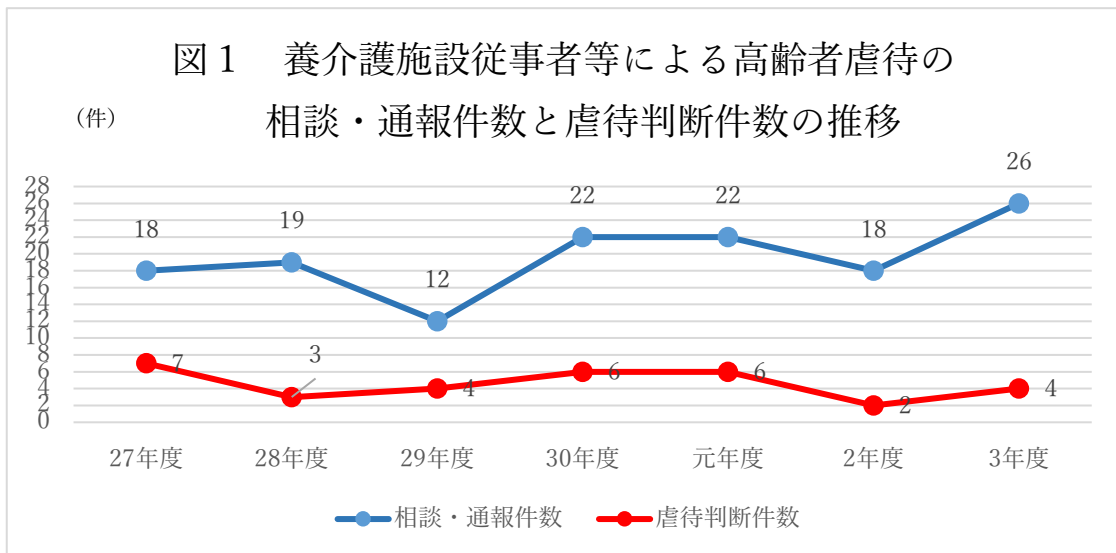
1. 高齢者虐待判断件数等

高齢者虐待と判断された件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和3年度は4件であり、前年度より2件（50.0%）増加した。養護者（※2）によるものは211件であり、前年度より13件（6.6%）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが26件で前年度より4件（44.4%）増加、養護者によるものは373件で前年度より3件（8.0%）減少した。

表1 高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（令和2年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待と判断した件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
3年度	4件	26件	211件	373件
2年度	2件	18件	198件	376件
増減 (増減率)	2件 (50.0%)	8件 (44.4%)	13件 (6.6%)	△3件 (△8.0%)

- ※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
- ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
- ※3 調査対象年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数
- ※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 27 人^(※)のうち、「当該施設職員」が 11 人 (40.7%) と最も多く、次いで「家族・親族」が 4 人 (14.8%)、「施設・事業所の管理者」が 3 人 (11.1%)、「当該施設元職員」「介護支援専門員」「地域包括支援センター職員」がそれぞれ 2 人 (7.4%)、「警察」「その他」「不明」がそれぞれ 1 人 (3.7%) であった。

※1 件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報件数 26 件と一致しない。

表 2 相談・通報者について (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者 (医師含む)	介護支援専門員	介護相談員
人数	0	4	11	2	3	0	2	0
構成割合(%)	0.0	14.8	40.7	7.4	11.1	0.0	7.4	0.0
	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
	2	0	0	0	1	1	1	27
	7.4	0.0	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	100.0

(2) 事実確認の状況

相談・通報のあった 27 件のうち、「事実確認調査を行った事例」は 23 件 (88.5%)、「事実調査を行っていない事例」は 3 件 (11.5%) であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	23	88.5
事実が認められた	4	15.4
事実が認められなかった	13	50.0
判断に至らなかった	6	23.1
事実確認調査を行っていない事例	3	11.5
虐待ではなく調査不要と判断した	0	0.0
調査を予定している又は検討中の事例 ^{※1}	2	7.7
都道府県へ調査を依頼	0	0.0
その他 ^{※2}	1	3.8
合計	26	100.0

※1 令和 3 年度末時点での状況であり、令和 4 年度において調査実施。

※2 「その他」は、高齢者虐待防止法の対象施設が判別不可だったもの。

(3) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

虐待の事実が認められた4件のうち、「有料老人ホーム」2件（50.0%）、「特別養護老人ホーム」と「その他」がそれぞれ1件（25.0%）であった。

表4 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	認知症対応型 共同生活介護	(住宅型) 有料老人ホーム	(介護付き) 有料老人ホーム	小規模多機能 型居宅介護等	
件数	1	0	0	0	2	0	0	
構成割合(%)	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム	短期入所 施設	訪問 介護等	通所 介護等	居宅介護 支援等	その他	合計
件数	0	0	0	0	0	0	1	4
構成割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	100.0

(4) 虐待の内容

虐待を受けた高齢者6人(※1)のうち「身体的虐待」が4人（66.7%）、「介護等放棄」及び「心理的虐待」がそれぞれ1人（16.7%）であった。

表5 虐待の種別・類型

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	4	1	1	0	0	6(注)
構成割合(%)※2	66.7	16.7	16.7	0.0	0.0	-

※1 虐待の事実が認められた件数は4件であるが、1件で複数の種別の被害があったものがあるため、被虐待者は合計人数6人（実人数も6人）となる。

※2 構成割合は被虐待者の実人数に対して算出している。

○ 虐待を受けた高齢者6人のうち、「身体拘束あり」は3人。

○ 虐待の程度（深刻度）(※)の割合は、4段階評価の「1（軽度）」が5人（100%）であった。

※「複数名で判断した場合のみ回答」する項目であったため、深刻度に回答があったのは被虐待者5人分についてであり、特定された被虐待者総数6人と一致しない。

表6 虐待の程度（深刻度）

	1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）	合計
人数	5	0	0	0	5
構成割合(%)※	100.0	0.0	0.0	0.0	-

※ 構成割合は虐待の深刻度に回答があった人数に対して算出している。

○ 虐待による被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

虐待を受けた高齢者6人の性別は、「男性」が1人(16.7%)、「女性」が5人(83.3%)であり、年齢階級は、「75歳～79歳」、「80歳～84歳」、「85歳～89歳」がそれぞれ1人(16.7%)、「90歳～94歳」が3人(50.0%)であった。

表7 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	1	5	0	6
構成割合(%)	16.7	83.3	0.0	100.0

表8 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳
人数	0	0	0	1	1	1
構成割合(%)	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7
	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計	
人数	3	0	0	0	6	
構成割合(%)	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

イ 要介護度及び認知症日常生活自立度

虐待を受けた高齢者6人の要介護度は、「要介護4」が2人(33.3%)、「要介護5」が3人(50.0%)、不明が1人(16.7%)であった。

認知症日常生活自立度は、「Ⅲ」が2人(33.3%)、「Ⅳ」が3人(50.0%)、「認知症はあるが自立度は不明」が1人(16.7%)であった。

表9 介護認定者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	0	0.0
要介護2	0	0.0
要介護3	0	0.0
要介護4	2	33.3
要介護5	3	50.0
不明	1	16.7
合計	2	100.0

表10 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度Ⅰ	0	0.0
自立度Ⅱ	0	0.0
自立度Ⅲ	2	33.3
自立度Ⅳ	3	50.0
自立度Ⅴ	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	1	16.7
自立度Ⅱ以上(再掲)	(6)	(100.0)
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	6	100.0

ウ 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）
 虐待を受けた高齢者6人の日常生活自立度（寝たきり度）は、「B」が2人（33.3%）、
 「C」が3人（50.0%）、「不明」が1人（16.7%）であった。

表 11 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	構成割合（%）
自立	0	0.0
J	0	0.0
A	0	0.0
B	2	33.3
C	3	50.0
不明	1	16.7
合計	6	100.0
（再掲）日常生活自立度（寝たきり度）A以上	5	83.3

（6）虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

ア 性別及び年齢

虐待者の性別は「男性」3人で、年齢は「30歳未満」「30歳～39歳」「40歳～49歳」がそれぞれ1人であった。

※ 虐待を行った養介護施設従事者等が不特定多数で性別・年齢を特定できないものが1件あり、虐待が認められた4件と一致しない。

表 12 虐待を行った養介護施設従事者等の性別

	男	女	不明	合計
人数	3	0	0	3
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	100.0

表 13 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	1	1	0	0	0	3
構成割合(%)	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

イ 職名又は職種

虐待者の職種は、「介護職」が3人（100.0%）であった。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他・不明	合 計
人 数	3	0	0	0	0	0	3
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

令和3年度末日時点で、市町村から施設等に改善計画の提出を求めた3件※のうち、市町村による施設等に対する改善計画の提出が行われたものが2件（50.0%）であった。

※1件は令和4年度まで継続で調査を実施したため、虐待が認められた4件と一致しない。

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

養護者による高齢者虐待についての相談・通報者 401 人のうち、相談・通報者人数は 401 人であった。「警察」が 159 人 (39.7%) と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 76 人 (19.0%)、「家族・親族」が 45 人 (11.2%) であった。

なお、1 件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報件数 373 件に対し、相談・通報者人数は 401 人であった。

表 15 <養護者による虐待> 相談・通報者について (複数回答)

	介護支援 専門員	介護保険 事業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人
人 数	76	17	24	9	6	24
構成割合 (%)	19.0	4.2	6.0	2.2	1.5	6.0
家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明	合計
45	2	20	159	18	1	401
11.2	0.5	5.0	39.7	4.5	0.2	100.0

※ 構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものであり、各項目において小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値は 100.0% と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報件数 377 件 (令和 2 年度に相談・通報があったもののうち、令和 3 年度中に事実確認を行ったものを含む。) のうち、「事実確認調査を行った」が 370 件 (98.1%)、「事実確認調査を行っていない」が 7 件 (1.9%) であった。

事実確認調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が 284 件 (75.3%)、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 83 件 (22.0%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2 件 (0.5%)、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 5 件 (1.3%)、であった。

表 16 <養護者による虐待> 事実確認の実施状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	370	98.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	367	(97.3)
訪問調査を行った事例	284	[75.3]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	83	[22.0]
立入調査により調査を行った事例	3	(0.8)
警察が同行した事例	3	[0.8]
援助要請をしなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	7	1.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	2	(0.5)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	5	(1.3)
合 計	377	100.0

※事実確認の状況には、令和2年度中の相談・通報のうち、令和3年度に入ってから調査を行ったものを含むため、合計件数は、相談・通報件数と一致しない。

(3) 虐待の内容

養護者による虐待を受けた高齢者 215 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 149 件 (69.3%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 63 件 (29.3%)、「経済的虐待」が 30 件 (14.0%)、「介護等放棄」が 22 件 (10.2%) であった。

なお、虐待判断事例 1 件に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 211 件に対し、被虐待高齢者の実人数は 215 人となっている。

表 17 <養護者による虐待> 虐待の種別・類型 (複数回答)

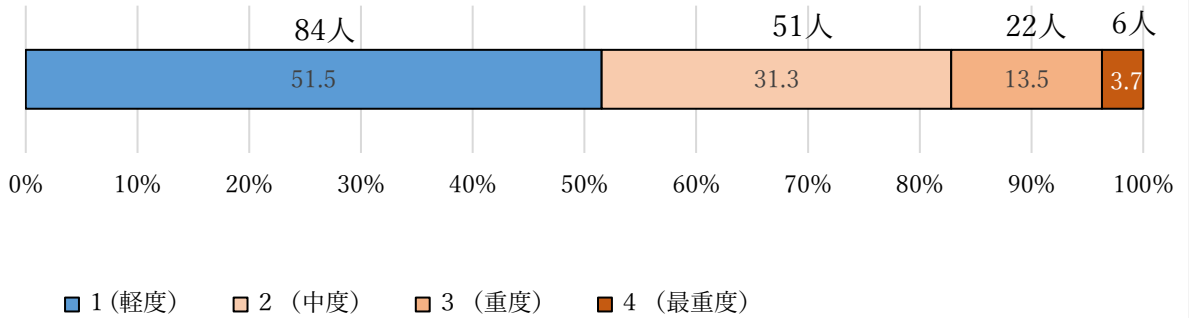
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	被虐待者数
人 数	149	22	63	0	30	215
構成割合(%)	69.3	10.2	29.3	0.0	14.0	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例における被虐待者の実人数 215 人に対するもの。

○虐待の程度 (深刻度) の割合は、4 段階評価で、「1 (軽度)」が 84 人 (51.5%) と最も多く、次いで「2 (中度)」が 51 人 (31.3%)、「3 (重度)」が 22 人 (13.5%)、「4 (最重度)」が 6 人 (3.7%) であった。

※「複数名で判断した場合のみ回答」する項目であったため、深刻度に回答があったのは被虐待者 163 人分についてであり、特定された被虐待者総数 215 人と一致しない。

図6 高齢者虐待の程度（深刻度）の割合



(4) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

虐待を受けた高齢者 215 人のうち「女性」は 172 人 (80.0%)、「男性」は 43 人 (20.0%) と、「女性」が全体の 8 割を占めた。

年齢階級別では「80～84 歳」が 52 人 (24.2%) と最も多く、次いで「85～89 歳」が 41 人 (19.1%) であった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 211 件に対し、被虐待高齢者人数は 215 人であった。

表 18 <養護者による虐待> 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	43	172	0	215
構成割合(%)	20.0	80.0	0.0	100.0

※被虐待高齢者の総数 215 人に対する割合

表 19 <養護者による虐待> 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	22	35	40	52	41	25	0	215
構成割合(%)	10.2	16.3	18.6	24.2	19.1	11.6	0.0	100.0

イ 介護保険の申請

虐待を受けた高齢者 215 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 97 人（45.1%）、「未申請」の者は 98 人（45.6%）であった。

表 20 <養護者による虐待> 被虐待高齢者の介護保険の申請

	人数	構成割合(%)
未申請	98	45.6
申請中	6	2.8
認定済み	97	45.1
認定非該当（自立）	13	6.0
不明	1	0.5
合計	215	100.0

ウ 要介護度及び認知症日常生活自立度

要介護認定者 97 人における要介護度は、「要介護 2」が 29 人（29.9%）と最も多く、次いで「要介護 1」が 23 人（23.7%）であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 76 人（78.4%）であり、被虐待高齢者全体（215 人）の 35.3%を占めた。

表 21 <養護者による虐待>要介護認定者の要介護度

	人数	構成割合(%)
要支援 1	7	7.2
要支援 2	9	9.3
要介護 1	23	23.7
要介護 2	29	29.9
要介護 3	17	17.5
要介護 4	7	7.2
要介護 5	5	5.2
合計	97	100.0

表 22 <養護者による虐待> 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	4	4.1
自立度Ⅰ	13	13.4
自立度Ⅱ	37	38.1
自立度Ⅲ	26	26.8
自立度Ⅳ	1	1.0
自立度Ⅴ	7	7.2
認知症はあるが自立度不明	5	5.2
認知症の有無が不明	4	4.1
合計	97	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(76)	(78.4)

(注) 構成割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、各項目を足上げた場合の合計値は 100.0 と一致しない。

エ 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

要介護認定者 97 人における日常生活自立度（寝たきり度）は、「A」が 44 人（45.4%）と最も多く、次いで「J」が 21 人（21.6%）であった。

また、要介護認定者における日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）の者は 66 人（68.0%）であり、被虐待高齢者全体（215 人）の 30.7%を占めた。

表 23 <養護者による虐待> 障害者高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人 数	構成割合 (%)
自立	2	2.1
J	21	21.6
A	44	45.4
B	18	18.6
C	4	4.1
不明	8	8.2
合計	97	100.0
日常生活自立度（寝たきり度）A以上（再掲）	66	68.0

オ 虐待者との同居・別居の状況

虐待を受けた高齢者 215 人のうち「虐待者とのみ同居」が 96 人（44.7%）と最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 95 人（44.2%）と合わせると、約 9 割が虐待者と同居であった。

表 24 <養護者による虐待> 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人 数	96	95	21	3	0	215
構成割合(%)	44.7	44.2	9.8	1.4	0.0	100.0

(注) 構成割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、各項目を足し上げた場合の合計値は 100.0 と一致しない。

カ 家族形態

「未婚の子と同居」が70人（32.6%）と最も多く、「配偶者と離別・死別等した子と同居」と「子夫婦と同居」とも合わせると6割が子と同居の世帯であった。

表 25 <養護者による虐待> 家族形態

	単 独 世 帯	夫 婦 の み 世 帯	未 婚 の 子 と 同 居	配 偶 者 と 離 別 ・ 死 別 等 し た 子 と 同 居	子 夫 婦 と 同 居	そ の 他 ①	そ の 他 ②	そ の 他 ③	不 明	合 計
人 数	7	51	70	27	32	13	3	12	0	215
構成割合(%)	3.3	23.7	32.6	12.6	14.9	6.0	1.4	5.6	0.0	100.0

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

（注）「未婚の子」は、配偶者がいたことのない子を指す。

キ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が79人（35.9%）と最も多く、次いで「夫」が69人（31.4%）、「娘」が27人（12.3%）の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数211件に対し虐待者人数は220人であった。

表 26 <養護者による虐待> 虐待者の被虐待高齢者との続柄（重複可）

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人 数	69	18	79	27	6	1	3	7	10	0	220
構成割合(%)	31.4	8.2	35.9	12.3	2.7	0.5	1.4	3.2	4.5	0.0	100.0

ク 虐待者の年齢

虐待者の年齢は、「50～59歳」が46人（20.9%）と最も多く、次いで「65～69歳」が28人（12.7%）、「40～49歳」が27人（12.3%）の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数211件に対し虐待者人数は220人であった。

表 27 <養護者による虐待> 虐待者の年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳
人数	1	3	8	27	46	17	28
構成割合(%)	0.5	1.4	3.6	12.3	20.9	7.7	12.7
	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	19	24	24	11	8	4	220
構成割合(%)	8.6	10.9	10.9	5.0	3.6	1.8	100.0

(注) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目を足し上げた場合の合計値は100.0と一致しない。

(5) 虐待への対応策

ア 分離の有無

令和3年度に対応を行った239件のうち（令和2年度の虐待判断事例のうち、令和3年度に入って対応を行ったものを含む。）虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った人数」が55人（23.0%）、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない人数」は115人（48.1%）であった。

表 28 <養護者による虐待> 虐待事例への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	55	23.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	115	48.1
現在対応について検討、調整中の事例	4	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	54	22.6
その他	11	4.6
合計	239	100.0

※虐待への対応には、令和2年度の虐待判断事例のうち、令和3年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は令和3年度の被虐待高齢者人数215人と一致しない。

イ 分離を行った場合の対応内容

分離を行った 55 件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 16 人 (29.1%) と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 9 人 (16.4%)、「虐待者を高齢者から分離」が 8 人 (14.5%)、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」及び「その他」がそれぞれ 7 人 (12.7%) となっている。

分離を行った者のうち、14 件 (25.5%) において面会を制限する措置が行われていた。

表 29 <養護者による虐待> 分離を行った事例の対応内容 (最初に行った対応)

	人 数	構成割合(%)	うち面会の制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	16	29.1	2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	7	12.7	5
緊急一時保護	2	3.6	2
医療機関への一時入院	9	16.4	1
上記以外の住まい・施設等の利用	6	10.9	2
虐待者を高齢者から分離 (転居等)	8	14.5	1
その他	7	12.7	1
合 計	55	100.0	14

※構成割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、各項目を足上げた場合の合計値は 100.0 と一致しない。

ウ 分離していない場合の対応内容

分離していない 154 件における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 74 人 (64.3%) と最も多く、次いで「その他」が 33 人 (28.7%)、「経過観察 (見守り)」が 19 人 (16.5%)、であった。

表 30 <養護者による虐待> 分離していない事例の対応の内訳 (複数回答)

		人 数	構成割合 (%)
経過観察 (見守り)		19	16.5
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	74	64.3
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	0.9
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	8	7.0
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	18	15.7
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	0.9
	その他	33	28.7
合計 (累計)		154	

※構成割合は、分離していない事例における被虐待者 115 人に対するもの。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が10人、「利用手続き中」が5人であった。また、「日常生活自立支援事業の利用開始」は2人であった。

(6) 虐待等による死亡事例

令和3年度に虐待等により死亡に至った事例はなかった。

4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応ごとの実施率

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度末の状況を調査した。

【項目ごとの実施率】

ア 9割以上実施

<相談・支援>

⑰「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」

⑱「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」

イ 8割以上実施

<広報・普及啓発>

①「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」

⑥「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」

<行政機関連携>

⑪「成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」

⑫「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」

⑮「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化」

<要介護施設従事者等による高齢者虐待対応>

⑳「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」

ウ 5割未満

<相談・支援>

⑭「終結した虐待事案の事後検証について」

<要介護施設従事者等による高齢者虐待対応>

⑯「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発」

⑰「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」

⑱「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」

⑳「指導監督権限を有する施設、事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）」

㉑「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制」

市町村における体制整備等に関する状況

(令和3年度末現在)

体制整備の内容		実施済み	
広報・普及啓発	① 養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	市町村数	33
		構成割合(%)	82.5
	② 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	市町村数	21
		構成割合(%)	52.5
	③ 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	市町村数	25
		構成割合(%)	62.5
④ 居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	25	
	構成割合(%)	62.5	
⑤ 介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	27	
	構成割合(%)	67.5	
⑥ 養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	33	
	構成割合(%)	82.5	
ネットワーク構築	⑦ 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	30
		構成割合(%)	75.0
	⑧ 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	24
構成割合(%)	60.0		
⑨ 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	22	
	構成割合(%)	55.0	
行政機関連携	⑩ 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	35
		構成割合(%)	87.5
	⑪ 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	33
		構成割合(%)	82.5
	⑫ 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	29
		構成割合(%)	72.5
⑬ 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	31	
	構成割合(%)	77.5	
⑭ 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	33	
	構成割合(%)	82.5	
⑮ 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	21	
	構成割合(%)	52.5	

体制整備の内容		実施済み	
相談・支援	⑰ 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	38
		構成割合 (%)	95.0
	⑱ 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	36
		構成割合 (%)	90.0
	⑲ 終結した虐待事案の事後検証について	市町村数	18
		構成割合 (%)	45.0
要介護施設従事者等による高齢者虐待対応	⑳ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	市町村数	16
		構成割合 (%)	40.0
	㉑ 介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	市町村数	6
		構成割合 (%)	15.0
	㉒ 指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	市町村数	22
		構成割合 (%)	55.0
	㉓ 指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	市町村数	2
		構成割合 (%)	5.0
	㉔ 指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	市町村数	19
構成割合 (%)		47.5	
㉕ 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	20	
	構成割合 (%)	50.0	
㉖ 養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	市町村数	34	
	構成割合 (%)	85.0	
㉗ 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	市町村数	16	
	構成割合 (%)	40.0	